千葉市トライアル発注認定事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第４号の規定による新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる新製品）

第２条　この要綱において、「新製品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、「食品衛生法」（昭和２２年法律第２３３号）第４条第１項に規定する食品、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）第２条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品、「農薬取締法」（昭和２３年法律第８２号）第２条に規定する農薬、その他市長が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、千葉市トライアル発注認定申請（以下「申請」という。）時点で販売を開始していない製品、及び過去に申請した実績がある同一製品（第９条第４項に定める保留と区分された製品を除く）を除く。

（１）自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品であること。

（２）申請時において、販売開始からおおむね５年以内であること。

（３）市場性が見込まれる製品であること。

（４）地方自治法施行規則第１２条の３第１項各号を満たしていること。

（対象となる新役務）

第３条　この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの、申請時点で販売を開始していない役務、及び過去に申請した実績がある同一役務（第９条第４項に定める保留と区分された役務を除く）を除く。

（１）自ら開発し、千葉市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。

（２）申請時において、販売開始からおおむね５年以内であること。

（３）市場性が見込まれる役務であること。

（４）地方自治法施行規則第１２条の３第１項各号を満たしていること。

（認定対象者）

第４条　この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者であること。

（２）市税（延滞金を含む）の滞納がない者

（３）千葉市暴力団排除条例（平成２４年６月２８日条例第３６号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）申請から認定の期間において、千葉市物品等指名停止措置要領に基づく入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

（５）個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（申請）

第５条　この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、千葉市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第１号。以下「認定申請書」という。）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（１）新製品又は新役務（以下「新商品等」という。）の生産・提供の目標

（２）新商品等の内容

（３）新商品等の生産・提供の実施時期

（４）新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

２　申請者は、申請の際に、次の附属書類を添付しなければならない。

（１）法人にあっては、登記事項証明書の写し、個人にあっては、確定申告書の写し、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料

（２）法人にあって、本店（本社）が市内に登記されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第６号及び第１０号様式の写し（これらの書類がない場合にあっては、市内に実質的な主たる事業所を有することが分かる書類）

（３）直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、直近１年間の事業内容等を記載した書類）

（４）その他新商品等の詳細が分かる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）

（認定基準）

第６条　申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

（１）第２条、第３条及び第４条の規定による内容に合致するものであること。

（２）前条第１項各号に掲げる事項が確実に実施しうるものであること。

（３）実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。

（４）実施計画が公序良俗に反する恐れがないこと。

（認定区分）

第７条　認定区分は、別表に定める。

（審査）

第８条　審査に関し必要な事項は、別に定める。

（認定区分の通知等）

第９条　市長は、前条に定める審査の結果を参考に、申請者を別表により区分する。

２　市長は、申請者を区分したときは、認定に区分された者に千葉市トライアル発注認定事業認定決定通知書（様式第２号）、保留及び対象外に区分された者にその旨が分かるよう書面により通知しなければならない。

３　認定の効力が継続する期間（以下「認定期間」という。）は、市長が認定に区分された者（以下「認

定事業者」という。）に対して認定区分の通知をした日から２年を経過する日の属する年度の末日ま

でとする。

４　保留と区分された新商品等の品質が大幅に向上した場合、申請年度における新商品等の認定期間内に限り、公募期間中、認定申請書の提出により、再度審査対象とすることができる。ただし、認定期間内において販売開始からおおむね５年を経過した新商品等については、審査の対象に含めることはできない。

（実施計画の変更）

第１０条　認定事業者は、実施計画のうち新商品等の内容、新商品等の生産・提供方法及び販売方法、又は新商品等の生産・提供に必要な資金の額及び調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第３号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りではない。

（実施計画の中止）

第１１条　認定事業者は、認定期間中に認定申請書に基づく事業を中止したときは、事業中止届（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第１２条　市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第８条の規定による認定を取り消すことができる。

（１）実施計画に従って事業を実施していない場合

（２）第６条の規定による認定基準に適合しなくなった場合

（３）不正な手段により認定を受けた場合

（４）法令違反等不正な行為があったと認められる場合

（５）その他、市長が認定することがふさわしくないと認められる場合

（報告及び調査）

第１３条　市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

（新商品等に関する広報活動）

第１４条　市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等の普及促進を図るため、新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

（新商品等の購入）

第１５条　市は、新商品等の購入等を行うに当たり、認定事業者が生産・提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その積極的な調達に努める。

（委任)

第１６条　この要綱の規定に基づくもののほか、この要綱の規定に基づく事項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月６日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年１月１７日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年２月１４日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 認定 | 新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもの。 |
| 保留 | 新商品等が認定基準を満たしていないもの。 |
| 対象外 | 申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。 |

様式第１号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 千葉市トライアル発注認定事業認定申請書　　　　年　　月　　日　　（あて先）千葉市長所在地又は住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。千葉市トライアル発注認定事業による認定を受けたいので、下記のとおり書類を提出します。提出した書類、記載内容は事実に相違ないことを申し添えます。また、この申請に対する当事業実施要綱第４条第２号に基づく認定対象者の要件を審査するため、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報について、市役所内関係機関に調査、照会することを承諾します。記 |
| １　新商品等の名称 |  |
| ２　申請区分 | （１）新製品（物品）　　　　（２）新役務（サービス）※該当するいずれかの項目を○で囲んでください。 |
| ３　添付書類 | （１）実施計画書（２）直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の事業内容等を記載した書類）（３）その他新商品の詳細が分かる資料【原則Ａ４サイズ】（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）（４）登記事項証明書の写し（３か月以内）（個人の場合は、確定申告書の写し、事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料）（５）法人の場合で、本店が市内に登記されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第６号及び第１０号様式の写し（これらの書類がない場合にあっては、市内に実質的な主たる事業所を有することが分かる書類） |
| ４　誓約事項 | （１）千葉市暴力団排除条例（平成２４年６月２８日条例第３６号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。（２）（個人の場合）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。 |

実施計画書

１　認定を受けようとする者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 名称 |  |
| フリガナ |  |
| 代表者名 |  |
| 本店（本社）所在地 |  |
| 事業所（市内）所在地 | ※本店が千葉市内にない場合記載してください |
| 設立年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 資本金 | 千円 |
| 従業員数 | 常用：　　　　名、 臨時：　　　　名、 合計：　　　　名 |
| 業種 |  |
| 会社等の事業内容 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| ＵＲＬ | http:// |
| E-Mail |  |
| 担当者 | 部署名 |  |
| 役職・氏名 |  |

２　新商品等の内容

（１）概要

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 名称 |  |
| 販売開始時期 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 販売価格 | 　１単位当たり　　　　　円（税抜実売価格）（単位：　　） |
| 国・地方自治体等での受注実績 | □　無□　有（発注先：　　　　　　　　　時期：　　年　　月） |
| 新商品等の概要 | (記載内容は、認定商品カタログの原稿や商品を紹介する際に活用することがあります。) |
| 知的財産権の取得（新商品等に関する特許・実用新案・意匠・商標がある場合（出願中を含む。）は記入してください。 | 種　類（○で囲んでください。） | 特許・実用新案・意匠・商標 |
| 出願番号又は公開番号・特許番号・登録番号 |  |
| 出願又は登録年月日 |  |
| 権利化状況（○で囲んでください。） | 権利化 | （審査請求）　請求　未請求※特許の場合のみ記入 |
| 過去３年間の売上状況 | 決 算 期 | 　年　　月期 | 　年　　月期 | 　年　　月期 |
| 売上数量 |  |  |  |
| 売 上 高 |  |  |  |
| 関係協力機関 |  |
| 公的支援の利用状況 | (新商品等について、国、県等の補助金など支援制度の利用があれば記載してください。) |

（２）新商品等の新規性・独自性等

|  |  |
| --- | --- |
| 新規性 |  |
| 独自性 |  |
| 優位性 |  |
| 技術の高度化、経営の能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与する内容 |  |

（３）新商品等の市場性

|  |  |
| --- | --- |
| 想定される顧客 |  |
| 想定される市場規模 |  |
| 新商品等の普及の見込 |  |
| 千葉市役所内での試験導入の希望（試験導入先の希望がある場合に記載してください） | ＜導入が想定される千葉市役所内の分野・部門・部署等＞ |
| ＜想定される導入事例及び期待される効果＞ |

（４）新商品等の生産・提供及び販売方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 今後３年間の生産目標及び生産時期 | 決 算 期 | 　　年　　月期 | 　　年　　月期 | 　　年　　月期 |
| 生産数量 |  |  |  |
| 生 産 額 | 　　　　　千円 | 　　　　　千円 | 　　　　　千円 |
| 生産・提供の形態 | 【新製品（物品）の場合】　該当する項目に■をつけてください。□自社生産　　□共同生産(自社割合　　％)　　　□委託生産※委託生産の場合は、次の事項を記載してください。委託生産先事業者名：　　　　　(住所：　　　　　　　　　　)委託内容:○役務の提供の場合 |
| 【新役務（サービス）の提供の場合】　該当する項目に■をつけてください。　□自社提供　　　　　　　□一部委託提供※一部委託の場合は、次の事項を記載してください。委託先事業者名：　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　)委託内容:  |
| 生産・提供に必要な機械設備・機器等の概要 |  |
| 資材部品等の調達概要 | (※資材部品や提供に必要な資源の調達先や外注先を記載してください。) |
| 新商品等の販売方法等 | (※販売ルート、主な販売先、納期、商品の品質保証期間等について記載してください。) |
| その他特記項 |  |

（５）新商品等の生産・提供に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 　年　月期 | 　年　月期 | 　年　月期 | 備考 |
| 資金需要額（内訳） |
|  | ①原材料費 |  |  |  |  |
| ②機械装置・工具器具費 |  |  |  |  |
| ③外注加工費 |  |  |  |  |
| ④技術指導受入費 |  |  |  |  |
| ⑤直接人件費 |  |  |  |  |
| ⑥広報宣伝費 |  |  |  |  |
| ⑦その他経費 |  |  |  |  |
| 合計（ａ） |  |  |  |  |
| 資金の調達方法（内訳） |
|  | ①自己資金 |  |  |  |  |
| ②借入金 |  |  |  |  |
| ③投資 |  |  |  |  |
| ④補助金 |  |  |  |  |
| ⑤その他 |  |  |  |  |
|  　合計（ｂ） |  |  |  |  |

【記載要領】

１　合計（ａ）と（ｂ）は一致すること。

２　資金調達方法のうち②借入金、③投資については、その機関の名称を、④補助金については具体的補助事業名を、備考欄に記入すること。

様式第２号（第９条関係）

千経産第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市長

千葉市トライアル発注認定事業認定決定通知書

　　　年　　月　　日付け千葉市トライアル発注認定事業認定申請書にて申請のあった件について、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第６条の認定基準に適合すると認められるため、第９条の規定により下記のとおり認定することを決定します。

記

１　認定を決定した新商品等の名称

２　認定期間

　　認定の通知をした日から２年を経過する日の属する年度の末日まで

（　　　　年　　月　　日まで）

３　その他

　　認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

様式第３号（第１０条関係）

実 施 計 画 変 更 承 認 申 請 書

　　年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所

申請者　名称

代表者職氏名

年 　　月 　　日付けで認定を受けた実施計画について、下記のとおり変更したいので、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第１０条に基づき申請します。

記

１　変更事項・理由

２　変更事項の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
|  |  |

様式第４号（第１１条関係）

事 業 中 止 届

年 　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地又は住所

申請者　名　　　称

代表者職氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた実施計画について、下記のとおり中止いたしますので、千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第１１条に基づき提出します。

記

１　認定対象商品名

２　中止とする理由